

現 場 説 明 書

工事名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
体育館外壁改修工事

- 1 工 事 名 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事
- 2 工事場所 神奈川県横須賀市野比5-1-1（国立特別支援教育総合研究所構内）
- 3 完成期限 令和4年9月30日（金）

4 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項については、○印を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に数字・文字・記号等を記入する事項については記入してある事項のみ適用する。
- (3) =印又は×印で抹消した事項は全て適用しない。

5 施工に関する事項

(1) 工事用地

~~範囲は別図のとおりとし~~、使用にあたっては「工事用地使用許可願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。ただし、工事用地の借料は無償とする。

(2) 仮設物の設置等

① 仮設建物等

仮設建物等を設置するときは、「仮設物設置許可願」を監督職員に提出して発注者等の承諾を得ること。

② 障害物の撤去又は移設

障害物の撤去又は移設をするときは、~~別図及び~~監督職員の指示により行うこと。

③ 仮囲い等

仮囲い等を設けるときは、監督職員の指示により行うこと。

④ 監督職員事務所

・設ける（ 号） ☒ 設けない

号	1	2	3	4	5	6
規 模 (㎡)	10内外	20内外	35内外	65内外	100内外	

⑤ 仮設物の維持管理等

仮設物は、施工、監督及び検査に便利かつ安全な材料構造でかつ関係法規に準拠して設置するものとし、常に維持保全に注意すること。

⑥ その他

構内及び敷地周囲での事故防止等には十分注意し、工事中の安全管理についても十分配慮すること。

(3) 工事用電力等

- ① 工事用電力、電話、給水、排水等は請負者において手続きの上設置し、その費用及び使用料は請負者の負担とする。
- ② 工事用電力
 - ・ 電力会社と協議の上引き込む
 - 構内より分岐できる
- ③ 工事用電話
 - 携帯電話等にて対応する
- ④ 工事用給水
 - ・ 構外より引き込む
 - 構内より分岐できる
 - ・ さく井する
- ~~⑤ 工事用電力、電話、給水の引き込み位置は別図により、排水は別図又は監督職員の指示による。~~
- ⑥ 工事に際して、構内の上水道、下水道施設を使用するときは「上（下）水道使用願」を監督職員に提出して、発注者等の承諾を得ること。
- ⑦ その他
使用に際しては監督職員の指示を受けるものとする。

(4) 工事写真等

① 工事写真等

工事写真等は、文部科学省が定めた「工事記録写真撮影要領」により撮影し、次表のものを提出すること。

区 分	大 き さ	種 類	組
現況写真	サービス判	カ ラ ー	1
工事写真	サービス判	カ ラ ー	1
竣工写真	サービス判	カ ラ ー	1

※ 竣工写真はファイルし、表紙に工事名称、工期を記入し、撮影方向等を明示した配置図、平面図を添付すること。

② 完成建物等概要図書

完成建物等概要図書は、文部科学省が定めた「完成建物等概要図書作成要領」により作成し、原図を提出すること。

③ その他

- ・ 縮小版製本、工事関係図書及び完成図等については監督職員と協議の上、提出する。
- ・ 工事に関する書類及び写真は電子データ化し電子媒体により提出する。

~~(5) その他~~

~~鍵は、各組（1組は同一鍵3本）マスター鍵3本毎に鍵札（アクリル製）を付け、キ
ープラン及び鍵リストを添えて鍵箱（鍵掛付き）に納めて提出すること~~

6 契約に関する事項

(1) 工事請負契約基準の運用

① 基準第3の規定による、

工事費内訳明細書

- 提出する。
- ・ 提出しない。

工程表

- 提出する。
- ・ 提出しない。

② ~~基準第25第1項の規定により請求する場合は、発注者又は受注者から請求のあった日から起算して、残工事の工期が2月以上ある場合とする。~~

③ ~~基準第25第2項の残工事代金額を算出する根拠となる残工事量を確認する場合において、工事の工程が受注者の責により遅延していると認められる場合は遅延していると認められる工事量を残工事量に含めないものとする。~~

④ 基準第29第4項にいう「請負代金額」とは、損害を負担する時点における請負代金額をいう。

⑤ 天災、その他不可抗力による1回の損害合計額が前項にいう請負代金額の1000分の5の額（この額が20万円を越えるときは20万円）に満たないものは損害合計額とみなさないものとする。

(2) 契約の保証について

落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、次の①から⑧のいずれかの書類を提出しなければならない。

① 契約保証金として納付するものが、現金の場合は、当該振込を証明する書類及び契約保証金納付書

ア 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）が指定する口座に契約保証金の金額に相当する金額を払い込むこと。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、契約保証金は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則（以下「会計細則」という。）第62条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

② 契約保証金の納付に代わる担保が、国債（国債に関する法律の規定により登録された国債を除く。）、政府の保証のある債券、資金運用部資金法第7条第1項第9号に規定する金融債、日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社が発行した債券で政府の保証のある債券以外のもの、地方債（社債等登録法の規定により登録された地方債を除く。）及び契約担当役が确实と認める社債の場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 契約保証金の金額に相当する金額の当該有価証券を提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保管有価証券は、会計細則第62条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

③ 契約保証金の納付に代わる担保が、登録された国債又は地方債の場合は、当該登録済通知書又は登録済書並びに契約保証金納付書

ア 当該有価証券に質権設定の登録手続を行い提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計細則第62条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管有価証券払渡請求書を提出すること。

④ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が振り出し又は支払を保証した小切手、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関が引き受け又は保証若しくは裏書をした手形である場合は、当該有価証券及び契約保証金納付書

ア 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

イ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該有価証券は、会計細則第62条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

ウ 受注者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管有価証券払渡請求書を提出すること。

⑤ 契約保証金の納付に代わる担保が、銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関に対する定期預金債権の場合は、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面及び契約保証金納付書

ア 当該債権に質権を設定し提出すること。

イ 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

ウ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、当該債権は、会計細則第62条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

エ 受注者は、工事完成後、契約担当役から当該債権に係る証書及び当該債権に係る債権者である銀行又は契約担当役が確実と認める金融機関の承諾を証する確定日付のある書面の返還を受けるものとする。

⑥ 債務不履行による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書及び契約保証金納付書

ア 債務不履行による損害金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関であ

る銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。

イ 保証書の宛名の欄には、「契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 矢戸和成」と記載するように申し込むこと。

ウ 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。

エ 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

オ 保証金額は、契約保証金の金額以上とすること。

カ 保証期間は、工期を含むものとすること。

キ 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後 6 カ月以上確保されるものとすること。

ク 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

ケ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、金融機関等から支払われた保証金は、会計細則第 6 2 条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

コ 受注者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当役から保証書（変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還すること。

⑦ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

ア 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。

イ 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 矢戸和成」と記載するように申し込むこと。

ウ 証券上の主契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。

エ 保証金額は、請負代金額の 10 分の 1 の金額以上とすること。

オ 保証期間は、工期を含むものとすること。

カ 請負代金額の変更又は工期の変更等により保証金額又は保証期間を変更する場合等の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

キ 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保証金は、会計細則第 6 2 条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

⑧ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

ア 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に保険金を支払うことを約する保険である。

イ 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。

ウ 保証証券の宛名の欄には、「契約担当役 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 理事長 矢戸和成」と記載するように申し込むこと。

エ 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名

が記載されるように申し込むこと。

オ 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。

カ 保険期間は、工期を含むものとする。

キ 請負代金額の変更により保険金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当役の指示に従うこと。

ク 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたとき、保険会社から支払われた保険金は、会計細則第62条の規定により本研究所に帰属する。なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(3) 請負代金債権の債権譲渡

この工事の請負者は、下請セーフティーネット債務保証又は地域建設業経営強化融資制度のいずれかに係る融資を受けることを目的として、請負代金債権の債権譲渡を申し出ることができるものとする。

(4) 下請契約の締結

受注者は、下請負人を使用する場合は、「建設工事標準下請契約約款」（昭和52年4月26日中央建設業審議会決定）に準拠した適切な下請契約を締結すること。また、「建設業法令等遵守ガイドライン（第5版）-元請負人と下請負人の関係に係る留意点-」（平成29年3月国土交通省土地・建設産業局建設業課）により適切な取引をすること。

(5) 建設産業における生産システム合理化指針の遵守等について

工事の適正かつ円滑な施工を確保するため、「建設産業における生産システム合理化指針について」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号の3建設省建設経済局長通知）において明確にされている総合・専門工事業者の役割に応じた責任を的確に果たすとともに、適正な契約の締結、適正な施工体制の確立、建設労働者の雇用条件等の改善等に努めること。また、下請代金の支払については発注者から受取った前払金の下請建設業者に対する均てん、下請代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等その適正化について特段の配慮をすること。

(6) 監督職員の権限

文部科学省が定める工事請負契約基準第9第2項第1号から第3号までに示す範囲とする。

(7) 請負代金の支払

請負代金は、本研究所から2回以内に支払うものとする。

(8) 請負代金の前払い

公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の4」以内の額の前払金を請求することが出来る。また、前払金の支払を受けた後、公共工事の前払金保証事業会社と保険契約を締結し、当該保証証書を添えて工事請負代金額の「10分の2」以内の額の間前払を請求することができる。

(9) 瑕疵担保

- ① 工事請負契約基準第39第2項ただし書きに規定する構造耐力上主要な部分とは、建物の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材、その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、当該建物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものとする。
- ② 工事請負契約基準第39第2項ただし書きに規定する雨水の浸入を防止する部分とは、以下のものとする。

ア 建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具

イ 雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(10) 工事関係保険の締結

この工事の請負者は、速やかに、次の付保条件により、建設工事保険契約を（共済その他これに準じる機能を有するものを含む。）締結すること。

① 保険対象

工事請負契約の対象となっている工事全体とすること。

② 保険契約者

受注者とすること。

③ 被保険者

発注者並びに受注者及びそのすべての下請負人（リース仮設材を使用する場合には、リース業者を含む。）とすること。

④ 保険金額

請負代金額と同額とすること。ただし、支給材料又は貸与品の価額が算入されていないときはその新調達価額を加算し、保険の目的に含まれない工事の費用（解体撤去工事費、用地費、補償費等をいう。）が算入されているときはその金額を控除すること。

⑤ 保険金支払額の控除額（免責額）

請負代金額の1,000分の5の額（この額が20万円を超えるときは20万円）未満とすること。

⑥ 保険金請求者

受注者とすること。

⑦ 保険期間

工事着手の日から工事目的物の完了引渡しの日までの期間とすること。

⑧ 特約条項

ア 同一発注者による同一工事場内における分離発注工事の隣接工区受注者相互間の求償権不行使特約を付帯すること。

イ 水災危険担保特約を付帯すること。

ウ 次の付保条件により、損害賠償責任担保特約を付帯（請負業者賠償責任保険その他これに準じる機能を有するものを付保することを含む。）すること。

(7) 対人賠償保険金額は、1名につき1億円以上かつ1事故につき10億円以上とすること。

(イ) 対物賠償保険金額は、1事故につき1億円以上とすること。

(ウ) 発注者受注者相互間の交差責任担保特約を付帯すること。

(エ) 分離発注工事の隣接工区に対する賠償責任担保特約を付帯すること。

⑨ その他

ア ここで示す付保条件は、工事関係保険として最低限必要と思われる付保条件であり、受注者が受注者の判断でこれ以上の付保条件で工事関係保険を付保することを妨げるものでない。ただし、当該付保条件についても発注者が指示したものとみなす。

イ ~~建物の建築工事の受注者は、分離発注される当該建物の付帯設備工事の受注者と協議の上、建築工事の受注者が保険契約者となり、付帯設備工事の受注者を被保険者に加え、一括して建設工事保険契約を締結することも可能である。~~

ウ 受注者が工事関係保険契約を締結したときは、遅滞なく、その保険証券を発注者に

提示すること。ただし、総括契約方式による付保の場合は、保険会社の引受証明を発注者に提示すること。

エ 工事関係保険契約締結後に設計変更等により工事期間又は請負代金額に変更が生じた場合などには、速やかに、付保条件について変更の手続をとること。

7 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 本研究所が発注する建設工事（以下「発注工事」という。）において、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

8 その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

この工事の受注者は、工事契約内容及び施工内容について契約締結後 10 日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から 10 日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後 10 日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）へ登録すること。

(2) 公共事業労務費調査への協力

毎年定期的に実施される公共事業労務費調査への協力を依頼することがあるので、労働基準法第 108 条による賃金台帳を整備しておくこと。

なお、賃金台帳の整備にあたっては、全国建設業協会刊「建設現場の賃金管理の手引き」によること。

(3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) ワンデーレスポンスの実施について

この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

①ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するように対応することである。なお、即日回答が困難な場合には、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」にすることを含むものとする。

②受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

③受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文章にて監督職員へ報告すること。

(5) 主任技術者又は監理技術者の選任を要しない期間について

①請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定める。

②工事完成後、検査が終了し、（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完了を確認した旨、受注者に通知した日とする。

(6) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について

①工事請負契約基準第10第3項に規定する現場代理人の工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

ア 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。）なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。

イ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続後、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、発注者に通知する日とする。

ウ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

エ 工事現場において作業等が行われていない期間。

②工事請負契約基準第10第3項に規定する発注者との連絡体制が確保されるとは、発注者又は監督職員と携帯電話等で常に連絡が取られること、かつ、発注者又は監督職員がもとめたときは、工事現場に速やかに向かう等の対応が取られることとする。

③その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
体育館外壁改修工事

令和4年3月

株式会社梶建築設計事務所

ト ス リ 面 図

[illegible]

国立特別支援教育総合研究所			工事名称	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 体育館外壁改修工事	図面名称	図面リスト			縮尺	-		図面番号	A-01	
財務課長	財務課長補佐	施設専門職員												
			監査 梶建築設計事務所 東京都千代田区豊町2丁目4番地 (東京都知事)登録 第2889号 一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ										日付 令和 4年3月	

特記仕様書

- 1 工事概要
- 1 工事名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所体育館外壁改修工事
- 2 工事場所 神奈川県横浜市中区5-1-1
- 3 用途地域等 都市計画区域(内・外) 用途地域(第1種中高層住居専用地域)
- 4 主要用途 客用舎
- 5 敷地面積 91,870.25m²
- 6 工事の概要 (1) 仮設工事 (2) 防水改修工事 (3) 外壁改修工事 (4) 塗装改修工事 (5) 建築改修工事 (6) 環境配慮改修工事

- 7 指定部分
- ※ 無
- ※ 有 対象部分 () 指定部分工期 年 月 日
- 8 工事範囲
- ※「3. 工事種目」すべてを工事範囲とする。
- ※「3. 工事種目」のうち工事における工事範囲は下記表のとおりとする。
- ただし、他の工事種目はすべて今回工事範囲とする。

工事種目	仕様				
1 仮設工事					
2 防水改修工事					
3 外壁改修工事					
4 外壁改修工事					
5 外壁改修工事					
6 外壁改修工事					
7 外壁改修工事					
8 外壁改修工事					
9 外壁改修工事					
10 外壁改修工事					

9. 化学物質の濃度測定
10. 建築基準法による風圧力の指定
11. 設計GL

12. 建築工事仕様
1. 共通仕様
2. 特記仕様
3. 特記事項に記述のく、() 及び [] 内の表示番号は、それぞれ「改修標準仕様書」、「標準仕様書」及び「解体共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

項目	特記事項
1 一般事項	1 工事概要に予期せぬ事態や事故が生じた場合には、監督員に報告の上、指示に従うこと。
2 適用基準等	2 適用する基準は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
3 概成工期	3 概成工期は、平成31年度、同解説 工事写真の通り方(国土交通省大臣官庁官庁建設部監修)
4 工事実施情報(CORINS)の登録	4 工事実施情報は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
5 発生材の処理等	5 発生材の処理は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
6 電気保安	6 電気保安は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
7 事故報告	7 事故報告は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
8 建築材料等	8 建築材料等は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
9. 化学物質の濃度測定	9. 化学物質の濃度測定は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
10. 建築基準法による風圧力の指定	10. 建築基準法による風圧力の指定は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
11. 設計GL	11. 設計GLは、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。

項目	特記事項
1 施工調査	1 施工調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
2. 技能士	2. 技能士は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
3. 完成写真	3. 完成写真は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
4. 設備工事との取合い	4. 設備工事との取合いは、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
5. 設備調査	5. 設備調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
6. 設備調査	6. 設備調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
7. 設備調査	7. 設備調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
8. 設備調査	8. 設備調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
9. 設備調査	9. 設備調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
10. 設備調査	10. 設備調査は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。

項目	特記事項
1 足場等	1 足場等は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
2. 養生	2. 養生は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
3. 仮設間仕切り	3. 仮設間仕切りは、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
4. 監督員事務所	4. 監督員事務所は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
5. 工事用水	5. 工事用水は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
6. 工事用電力	6. 工事用電力は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
7. アスファルト防水	7. アスファルト防水は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
8. 伸縮調整目地	8. 伸縮調整目地は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
9. 改修アスファルト防水	9. 改修アスファルト防水は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
10. 合成高分子シート防水	10. 合成高分子シート防水は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
11. 塗膜防水	11. 塗膜防水は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
12. シーリング材料の種別及び施工箇所	12. シーリング材料の種別及び施工箇所は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
13. シーリング改修工法	13. シーリング改修工法は、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。
14. と い	14. と いは、監督員と協議し、工程の確認、調整及び工事の円滑な進捗をはかること。

Form with multiple sections for construction specifications, including tables for materials, dimensions, and installation methods. The form is organized into columns and rows, with various checkboxes and input fields for detailed project requirements.

Architectural specification form with multiple columns and rows detailing construction materials and methods. Includes sections for glass, concrete, metal, and other building components, with specific material grades and installation instructions.

7. アンカーボルト
8. 既存部分の除去
9. PCB含有シーリング材処分
10. 断熱材
11. 石綿含有建材の除去工事
12. 断熱材
13. 断熱材の打込み及び現場発泡工法

建物概要			
建物名称	国立特別教育総合研究所 体育館外壁改修工事		敷地面積 91,870.25m ²
建設場所	神奈川県横浜須賀野比5-1-1(研究所構内)		
建設年月	体育館	昭和52年	延床面積 1,768 m ²
主たる用途	体育館		
構造	鉄筋コンクリート造(耐火建築物)		都市計画区域 都市計画区域内
規模	地上2階		用途地域 第1種中高層住居専用地域 (建築率60% / 容積率200%)
			防火地域 準防火地域
			日影規制 2.5h-4h(測定面+1.5m) ※建物高さ10m以上が対象
			高度地区 第1種高度地区 建築物の高さの最高限度15m

外部仕上表			
体育館	外壁	吹付タイル(アスベスト含)	改修前
	建具	アルミ製建具	改修後
			高圧洗浄 下地調整 ビンネット工法の上、可とう形複層塗材E
			建具周りのシール打替
	堅橋	塩ビ管 100φ	錆止めの上、2-UE
	2F屋上	塗膜防水	高圧洗浄 入隅シーリング、塗膜防水改修 (笠木部、立上り、平場、架台共) 改修用ドレイン ※笠木取り外し再取付を見込むこと。
	1F駐車場 天井・上裏	リシン 改修範囲(2-4間、A-B間 113 m ²)	高圧洗浄 下地調整 外装薄塗材E

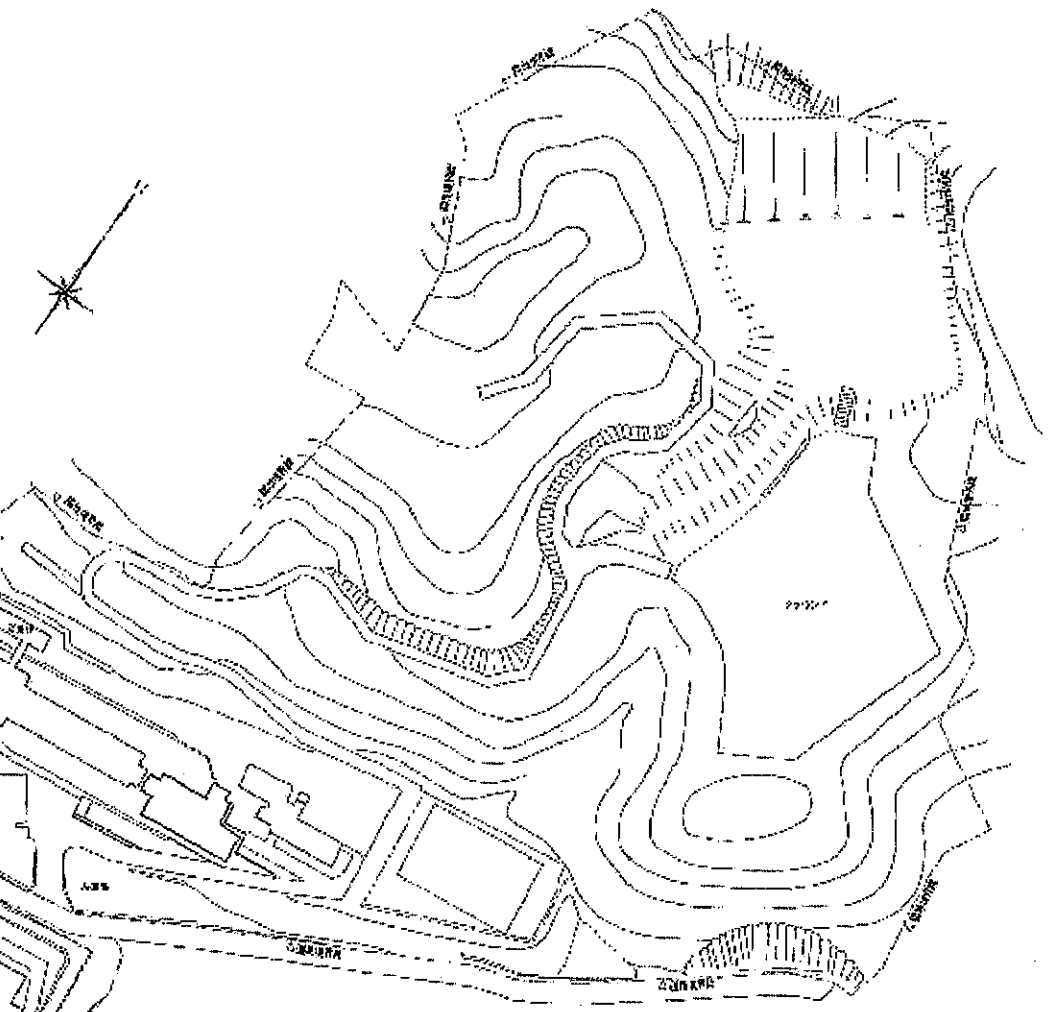
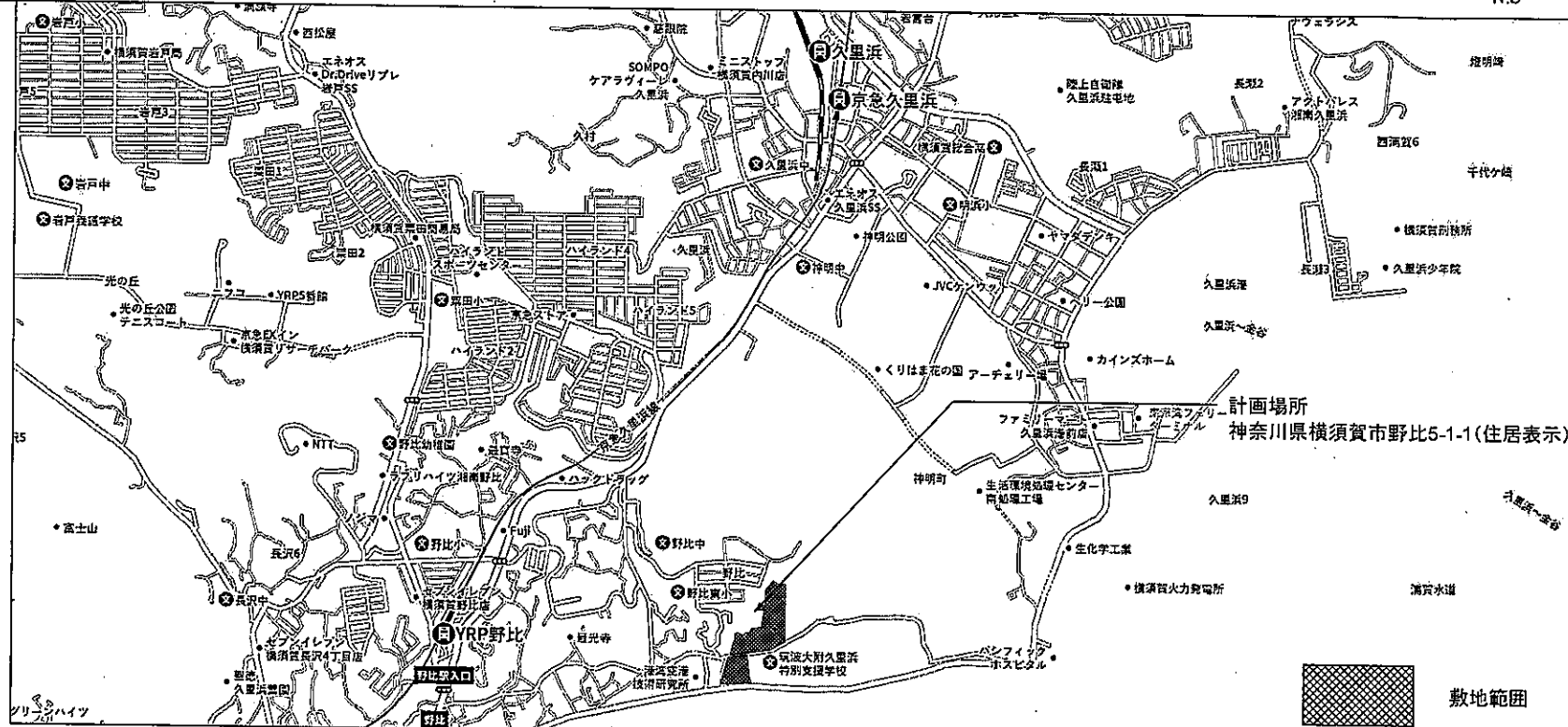
設計概要
A.建築工事
1.仮設工事
1-1.足場その他
a.足場幅は900
1-2.工事用水
a.構内既存施設:利用可(水道代工事業者負担)
1-3.工事用電力
a.構内既存施設:利用可(光熱費工事業者負担)
2.防水工事
a.建具周りシーリング撤去・新設 MS-2
b.2階屋上防水改修工事:L4X工法、X-2新設
3.外壁改修工事
※仕上げは可とう形複層塗材E塗装(凹凸模様)
※外壁改修範囲全てピンネット工法によるモルタル剝離防止を行う
a.浮き:エポキシ樹脂注入工法
b.クラック:Uカットの上、手動式エポキシ樹脂注入工法
※外壁塗装材は事前に既存塗装材の材料調査を行い、適正な新規仕上げ材を選定し監督員の承認を得る事。
4.天井スラブ改修工事
※仕上は外装薄塗材E。
※スラブは爆裂・欠損・塗膜防水補修としてC-2 100×100 15ヶ所を見込む事。
5.塗装改修工事
a.塩ビ堅橋100φ:2-UE
6.その他
a.屋上の笠木取り外し再取付を見込む事(4人工程度)
b.北面、西面の梯子保護構取り外し再取付を見込む事(4人工程度)
c.西面外壁のツタ取りを見込む事(3人工程度)
d.東面のGL地均しを見込む事(4人工程度) ※足場解体後も地均しを行う事
e.南面の外部足場設置において、屋根及び底の取り外し再取付を見込む事(4人工程度)
f.南面オーバーフロー管の補修(シール補修)を見込む事
※事前調査を行い、数量を報告すること。
※既存外壁仕上げ材はアスベスト含有確認の為、適正な改修工法を選定し監督員の承認を得ること。
※高圧洗浄は30~50Mpa程度とする。

案内図

N.S

配置図

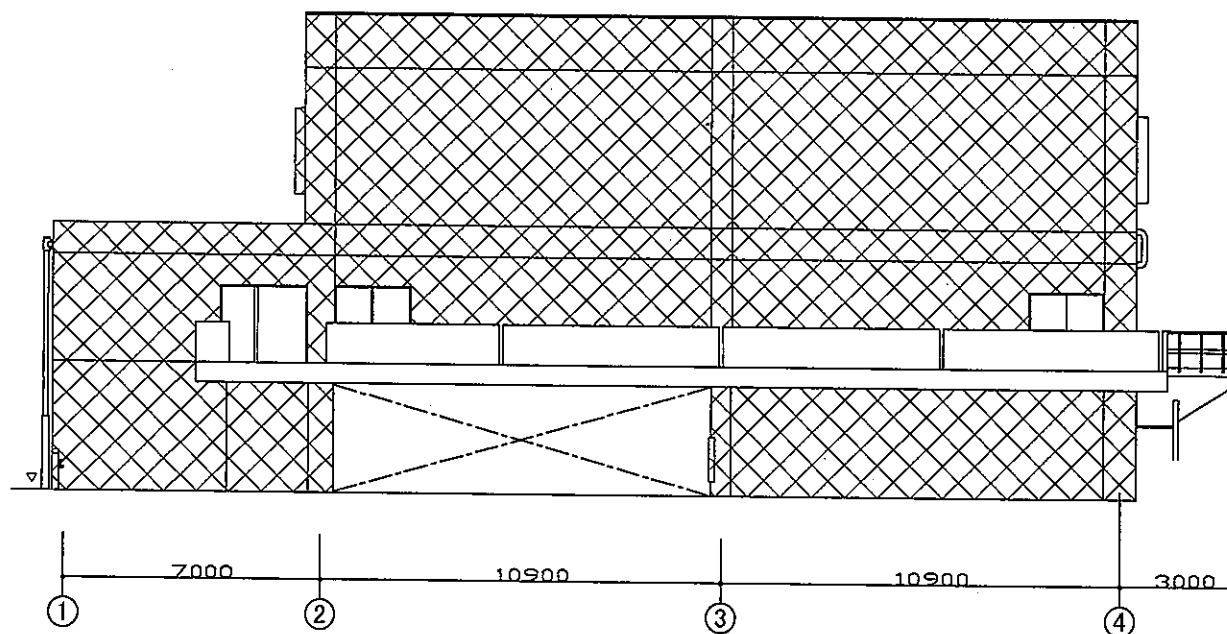
1/1000(A1)



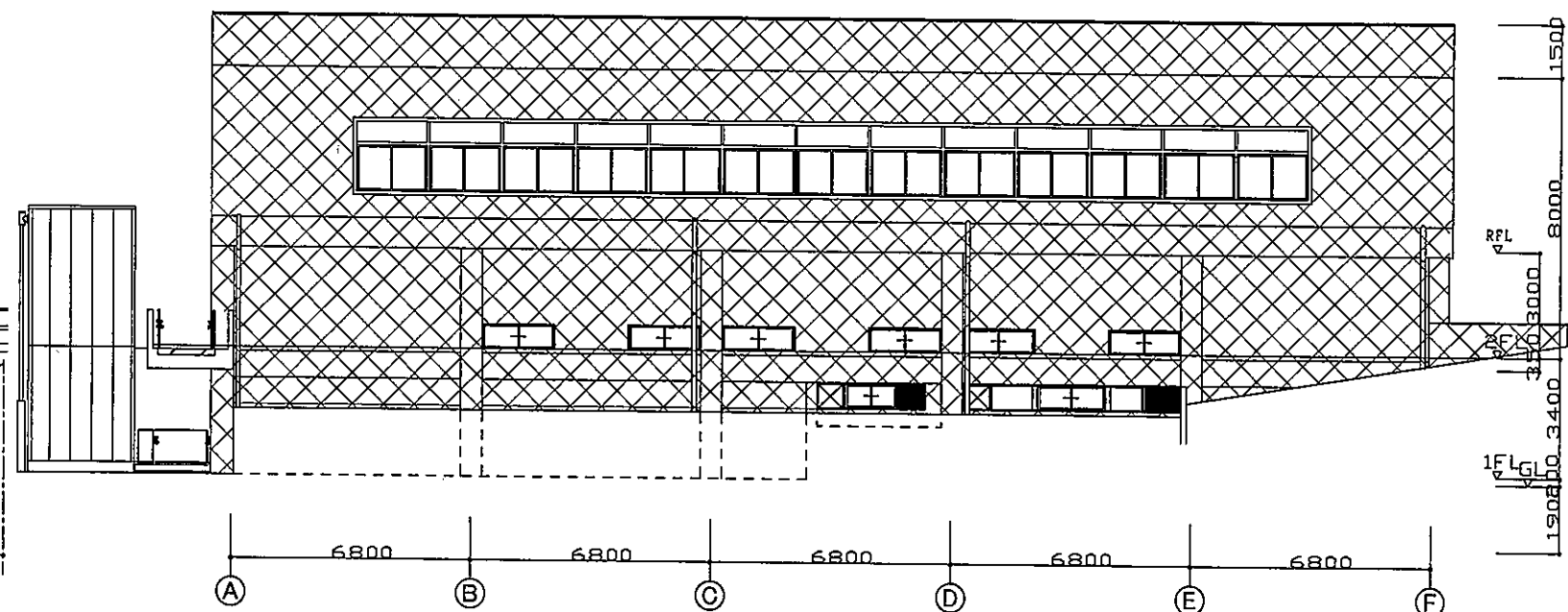
改修範囲

① 体育館

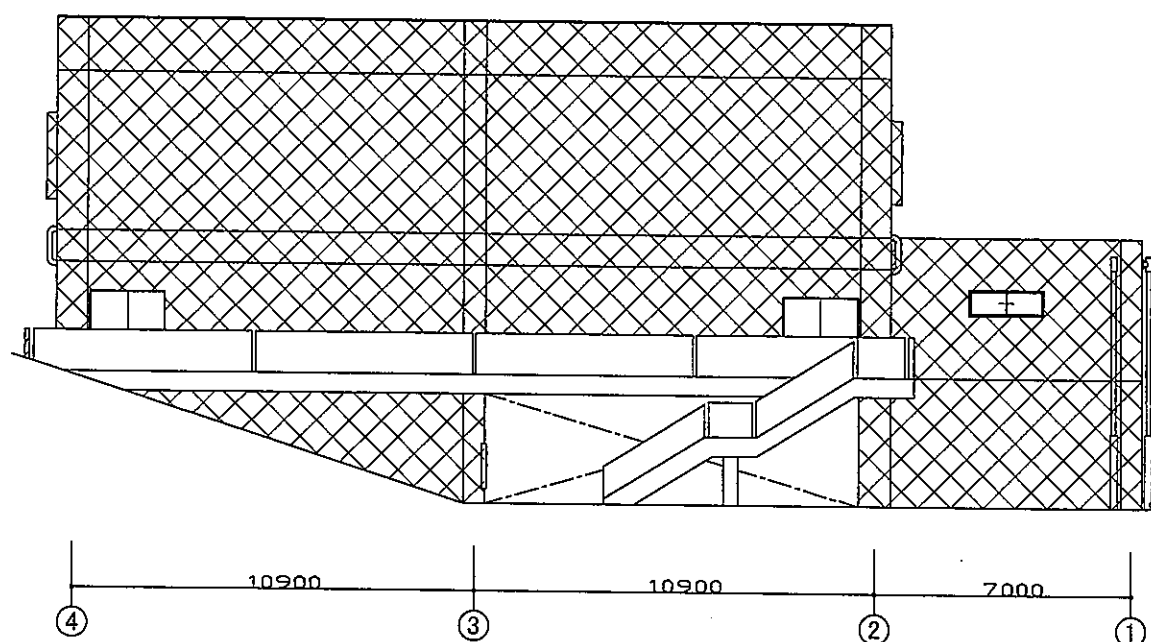
国立特別支援教育総合研究所 財務課長 財務課長補佐 施設専門職員	工事名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 体育館外壁改修工事	図面名称 案内図・配置図	縮尺 A1 1/1000 A3 1/2000	図面番号 A-07
監 梶 建築設計事務所 東京都千代田区鶴町2丁目4番地（東京都知事）登録 第2889号 一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ			日付 令和 4年3月	



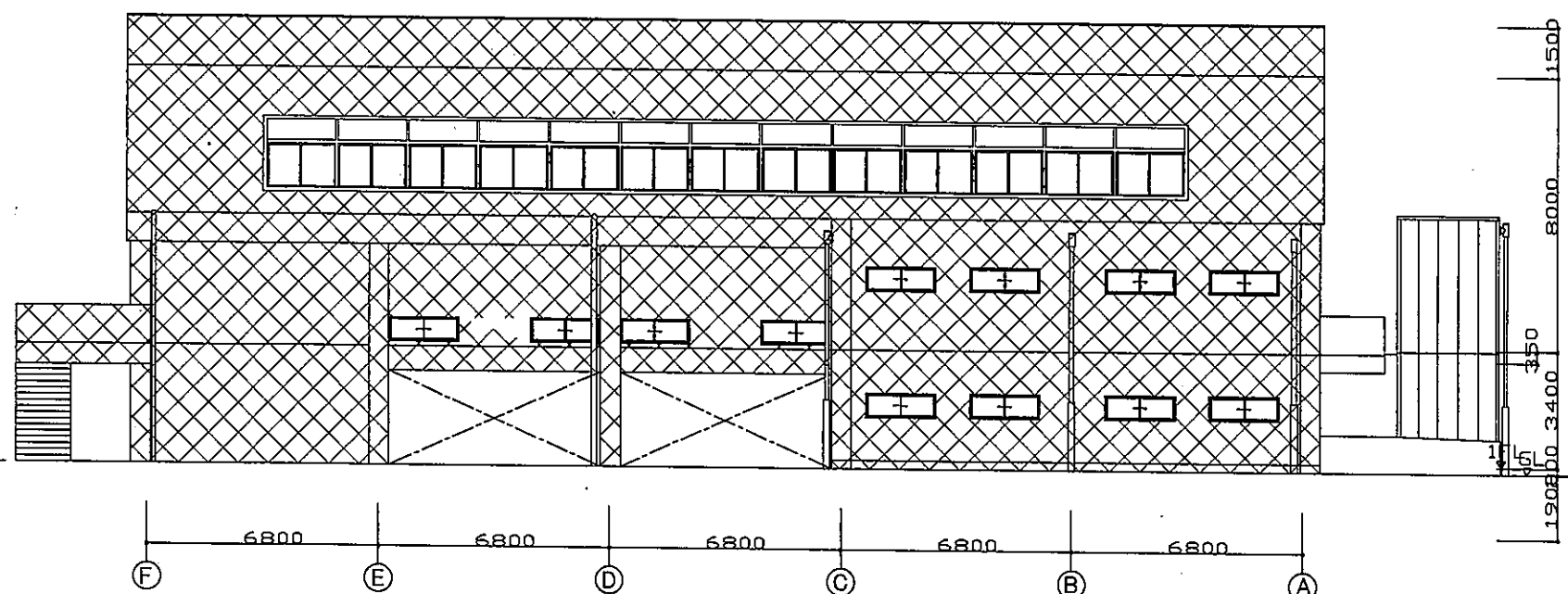
南立面図 S=1/100



東立面図 S=1/100



北立面図 S=1/100

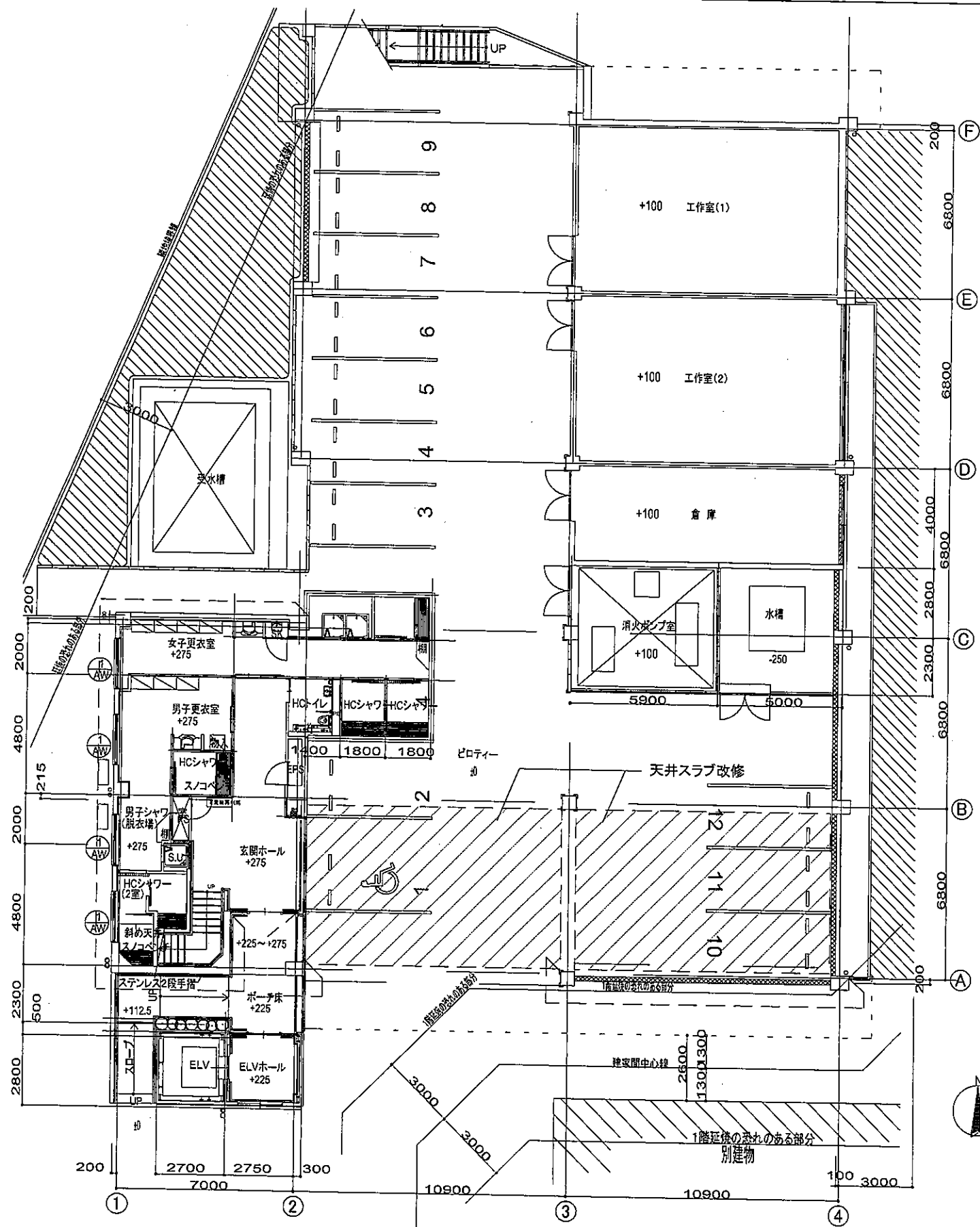


西立面図 S=1/100



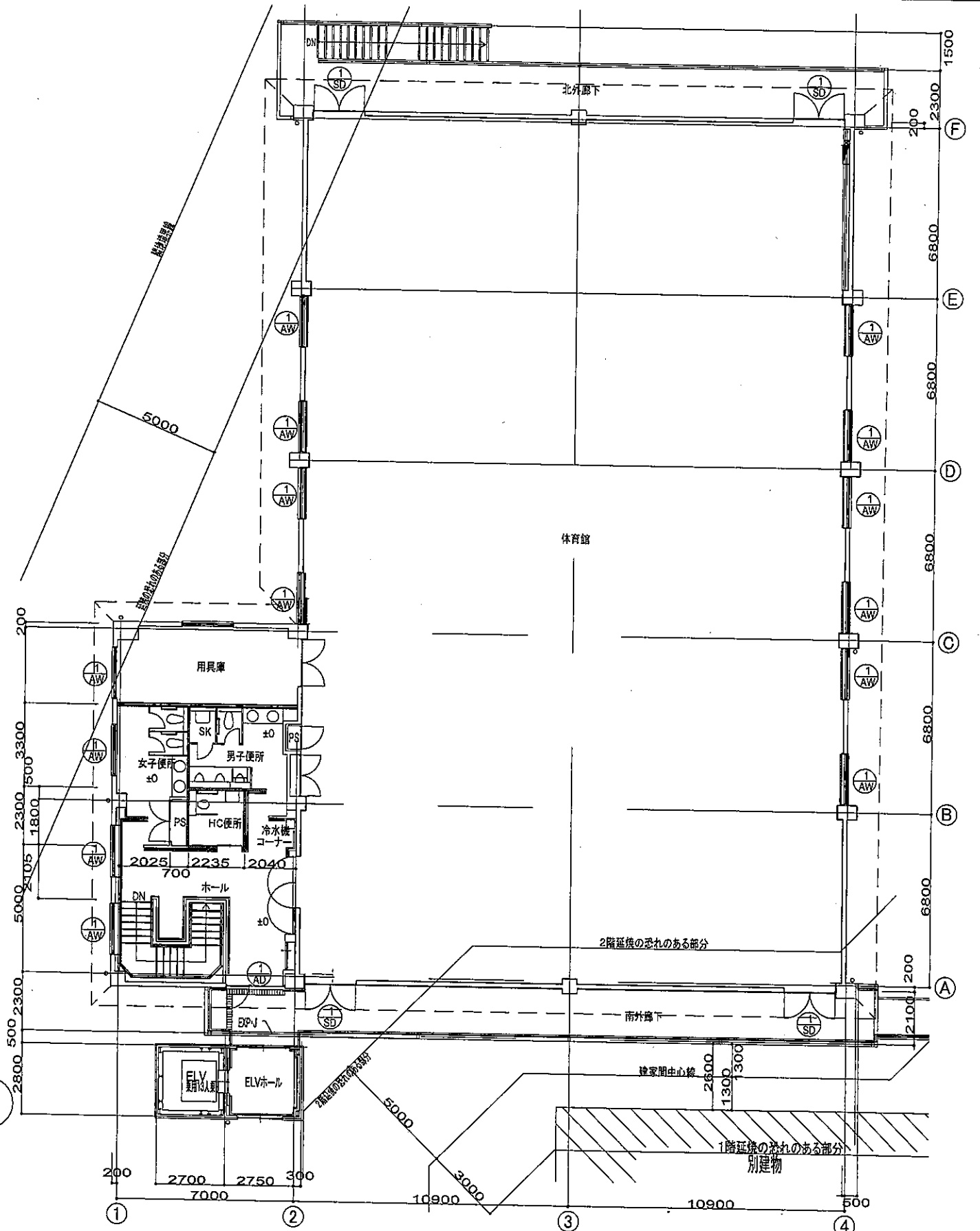
外壁改修範囲

国立特別支援教育総合研究所 財務課長 財務課長補佐 施設専門職員	工事名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 体育館外壁改修工事	図面名称 体育館外壁改修範囲図	縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200	図面番号 A-08
監理 梶建築設計事務所	東京都千代田区豊町2丁目4番地 (東京都知事)登録 第2889号 一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ	日付 令和 4年3月		



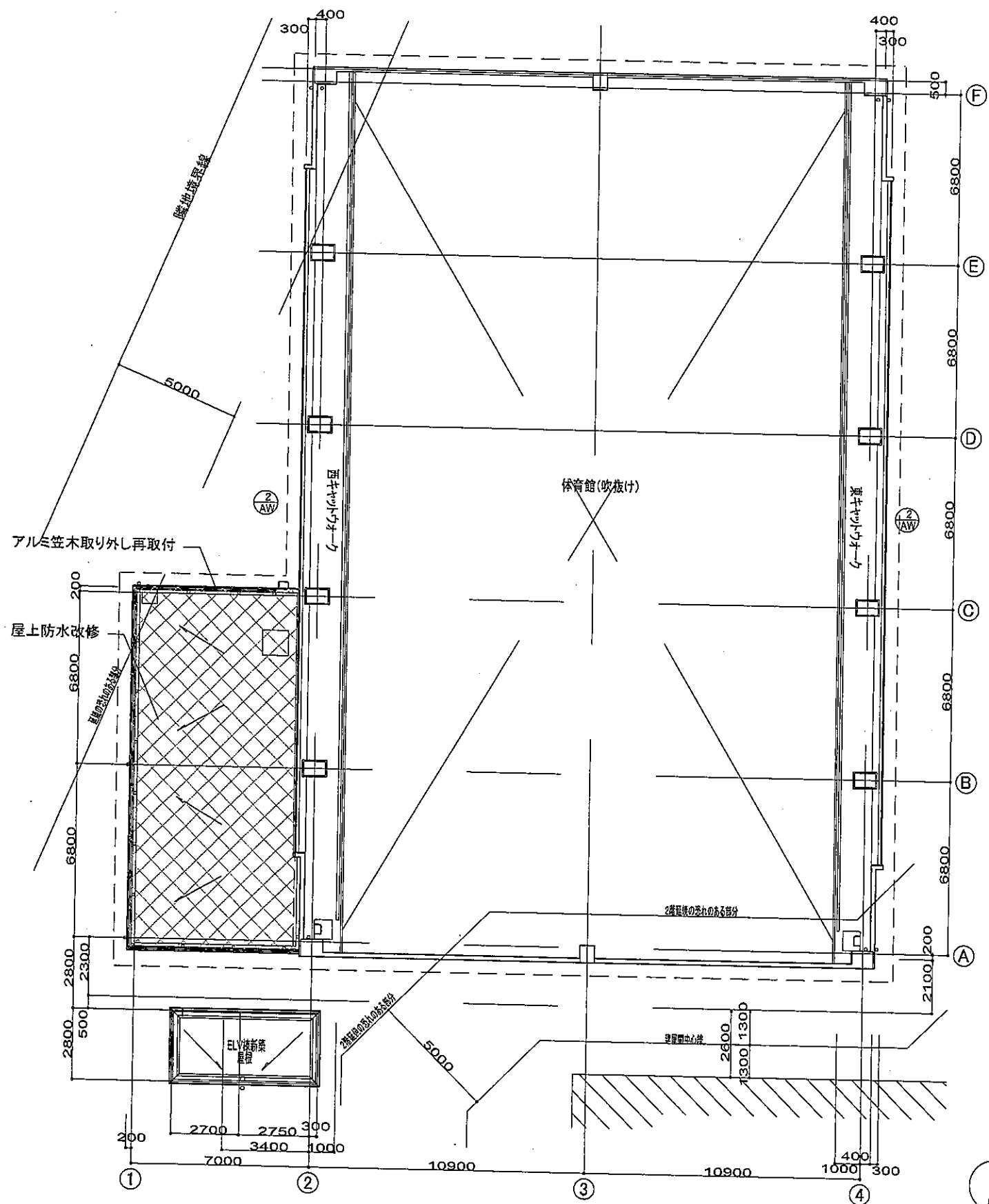
1F平面図 S=1/100

:天井スラブ改修範囲
 :外壁改修範囲



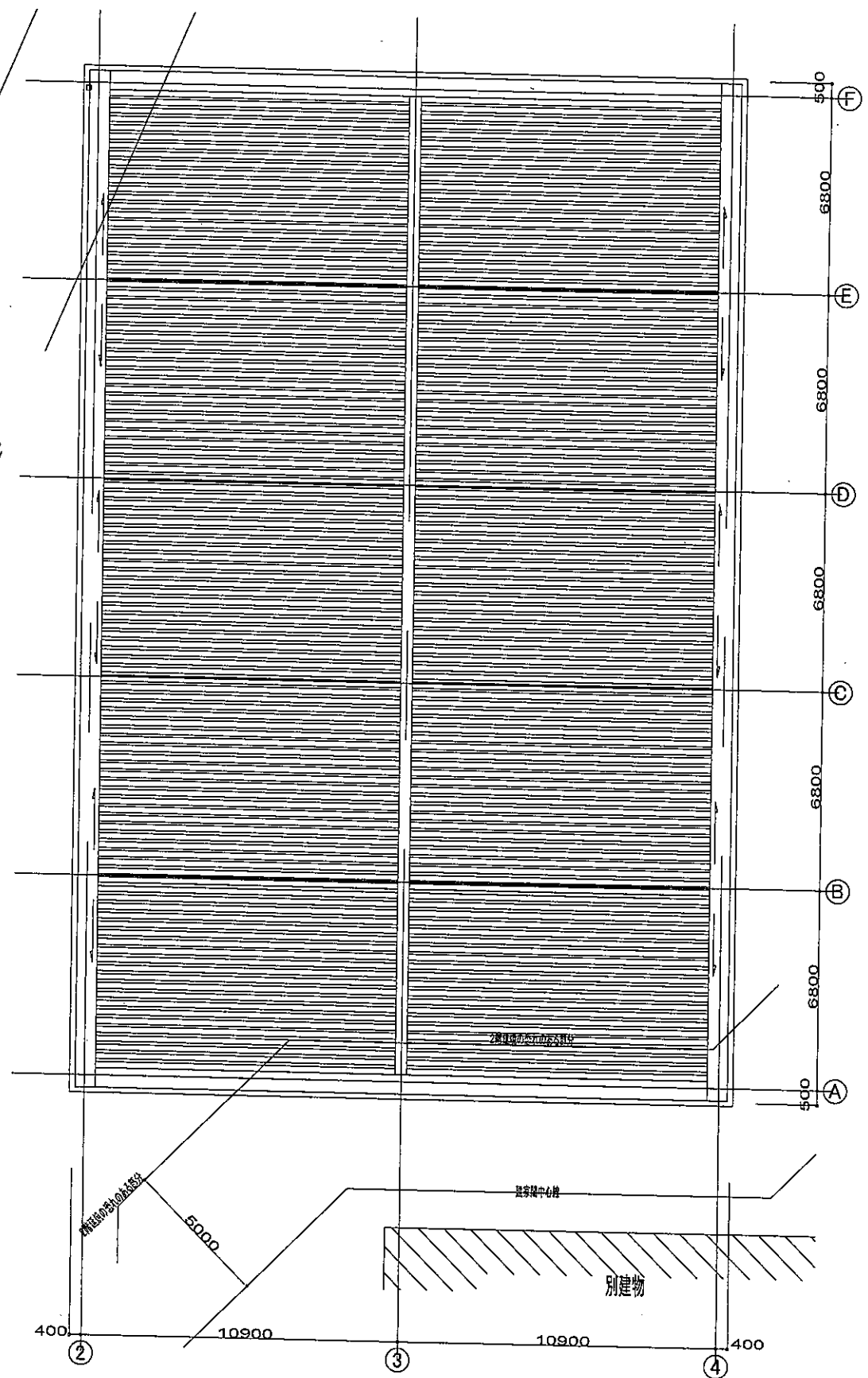
2F平面図 S=1/100

国立特別支援教育総合研究所	工事名称	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	図面名称	1F平面図・2F平面図	縮尺	1/100(A1版) 1/200(A3版)	図面番号	A-09
財務課長	財務課長補佐	施設専門職員	体育館外壁改修工事					
			監理 梶建築設計事務所	東京都千代田区麹町2丁目4番地 (東京都知事)登録 第2889号 一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ			日付	令和 4年3月



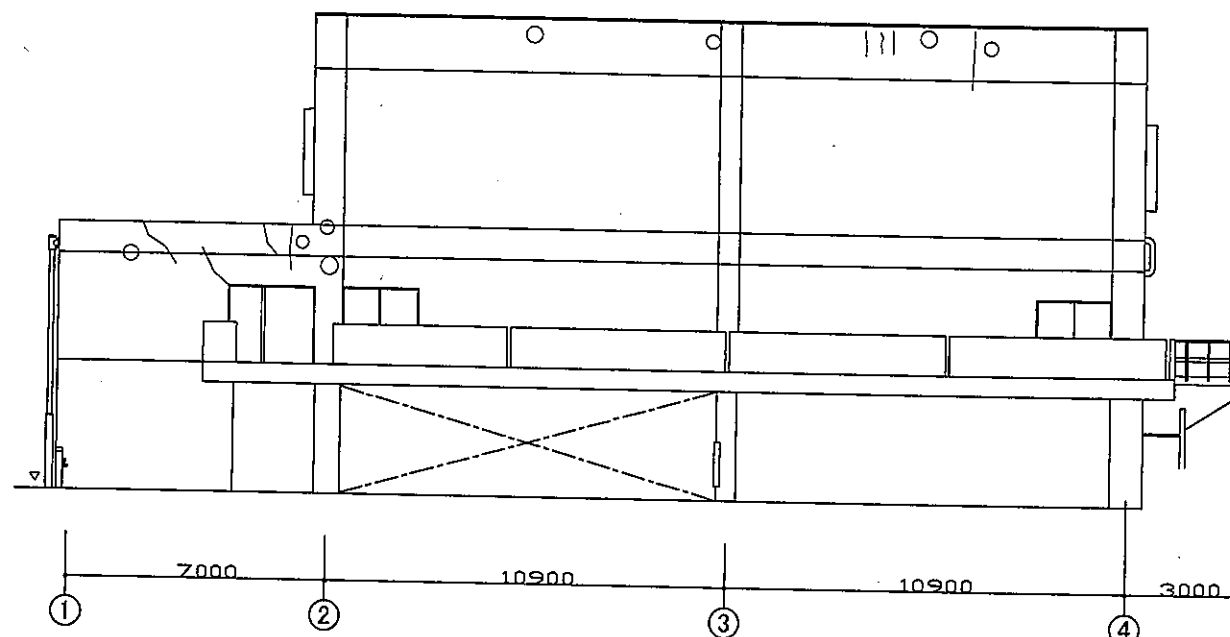
吹抜部平面図 S=1/100

屋上防水改修範囲
 --- 外壁改修範囲

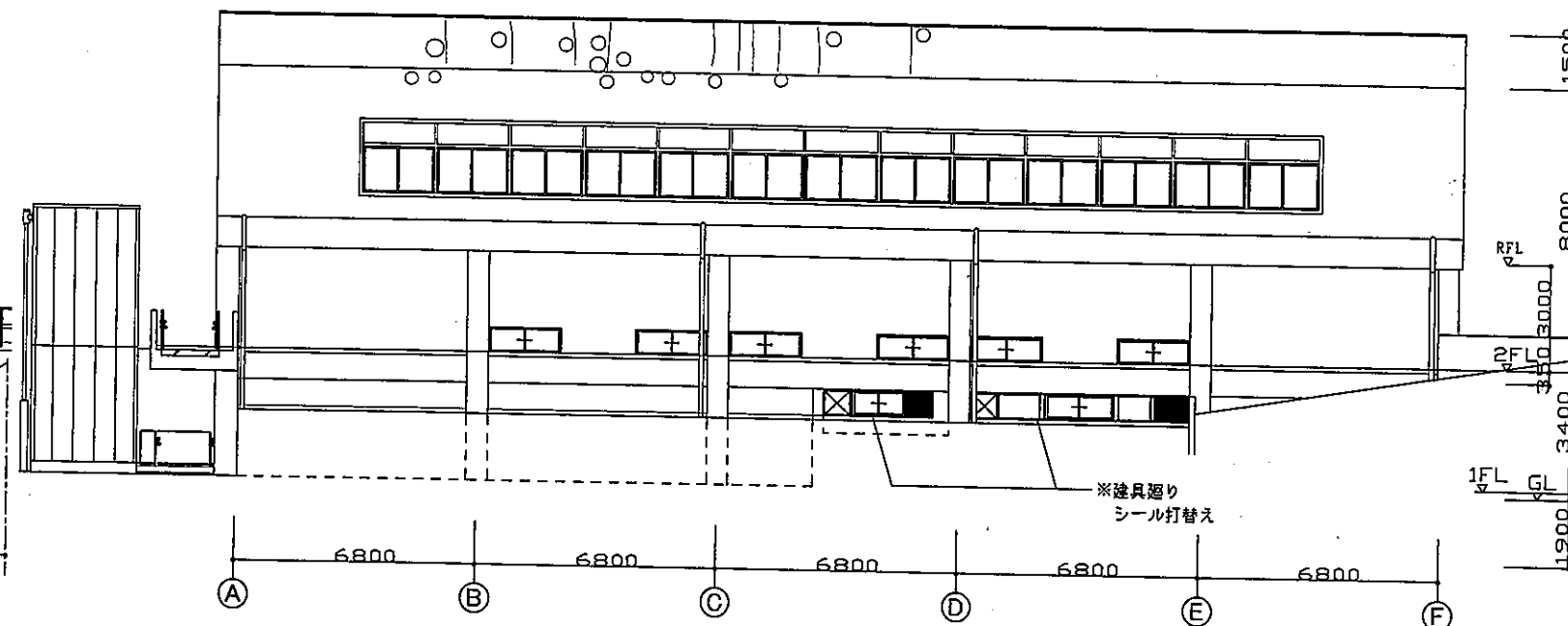


屋根伏図 S=1/100

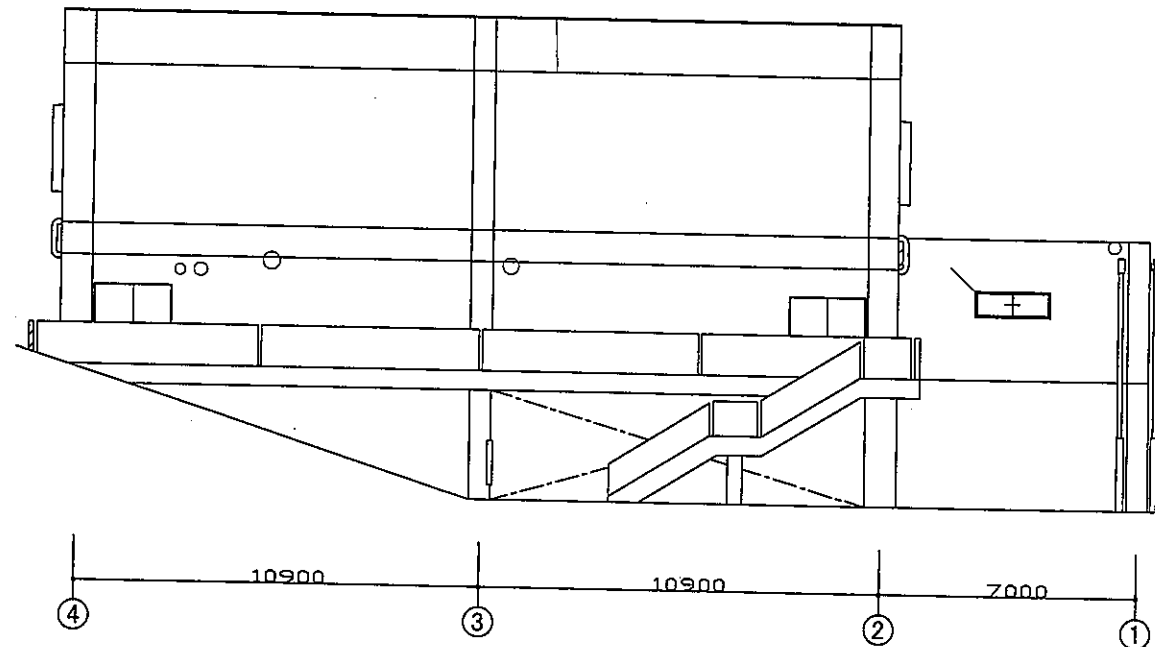
国立特別支援教育総合研究所			工事名称		図面名称		縮尺	図面番号
財務課長	財務課長補佐	施設専門職員	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 体育館外壁改修工事		吹抜部平面図・屋根伏図			
			葵菰建築設計事務所		東京都千代田区鶴町2丁目4番地 (東京都知事)登録 第2889号 一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ		1/100(A1版) 1/200(A3版)	A-10
							日付	令和 4年3月



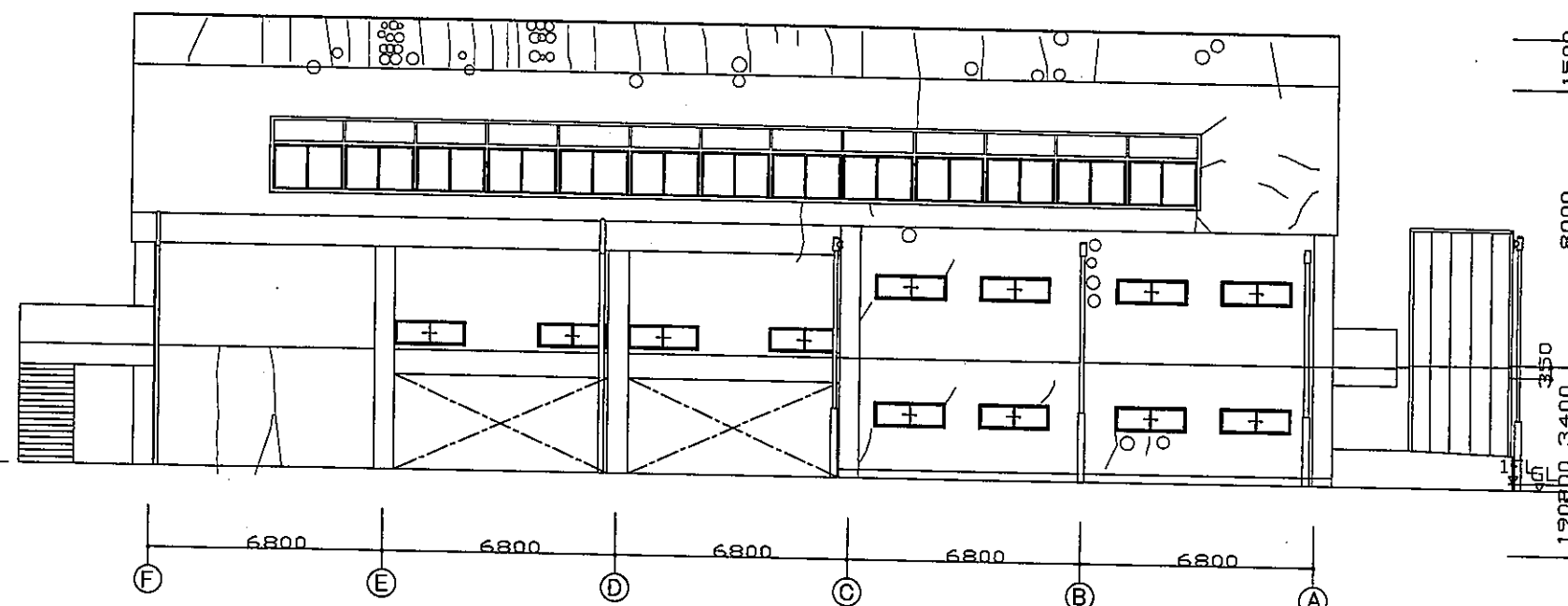
南立面図 S=1/100



東立面図 S=1/100



北立面図 S=1/100



西立面図 S=1/100

：クラック

○：バクレツ、欠損、脆弱部分

改修範囲：外壁改修、建具廻り、打鐵目地(25mm)シールの打ち替え、
2階見上げ塗膜防水改修、1階駐車場一部天井スラブ塗装改修。
・堅橋塗装改修、ツタ取り除き。

状況	凡例	調査数量	改修数量	改修内容
クラック(0.3mm以上)	—	209m	209m	リカットの上、エポキシ樹脂注入工法、複層塗材E
浮き	○0.5m ²	18.9m ²	18.9m ²	エポキシ樹脂注入工法、複層塗材E
爆裂 はがれ	○	184か所	184か所	コンクリートはつりの上鉄筋露出し、防錆材塗布ポリマーセメント埋戻し

国立特別支援教育総合研究所
財務課長 財務課長補佐 施設専門職員

工事名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
体育館外壁改修工事

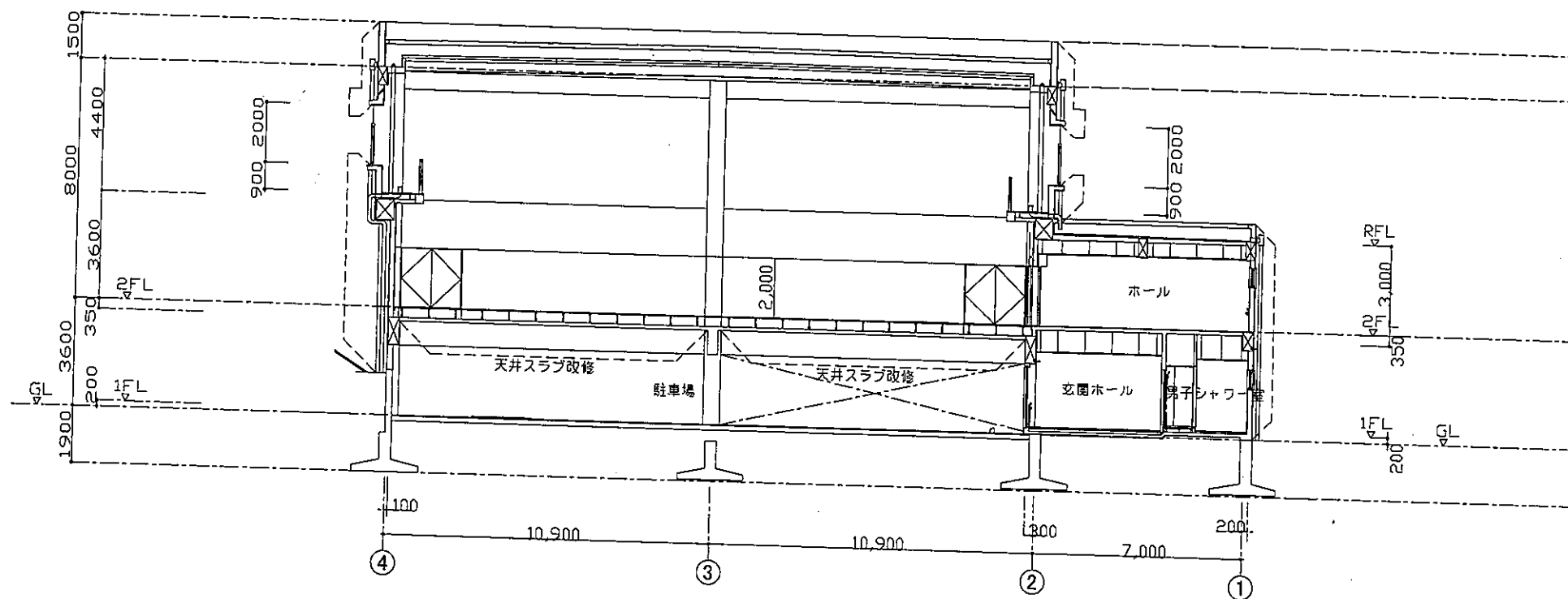
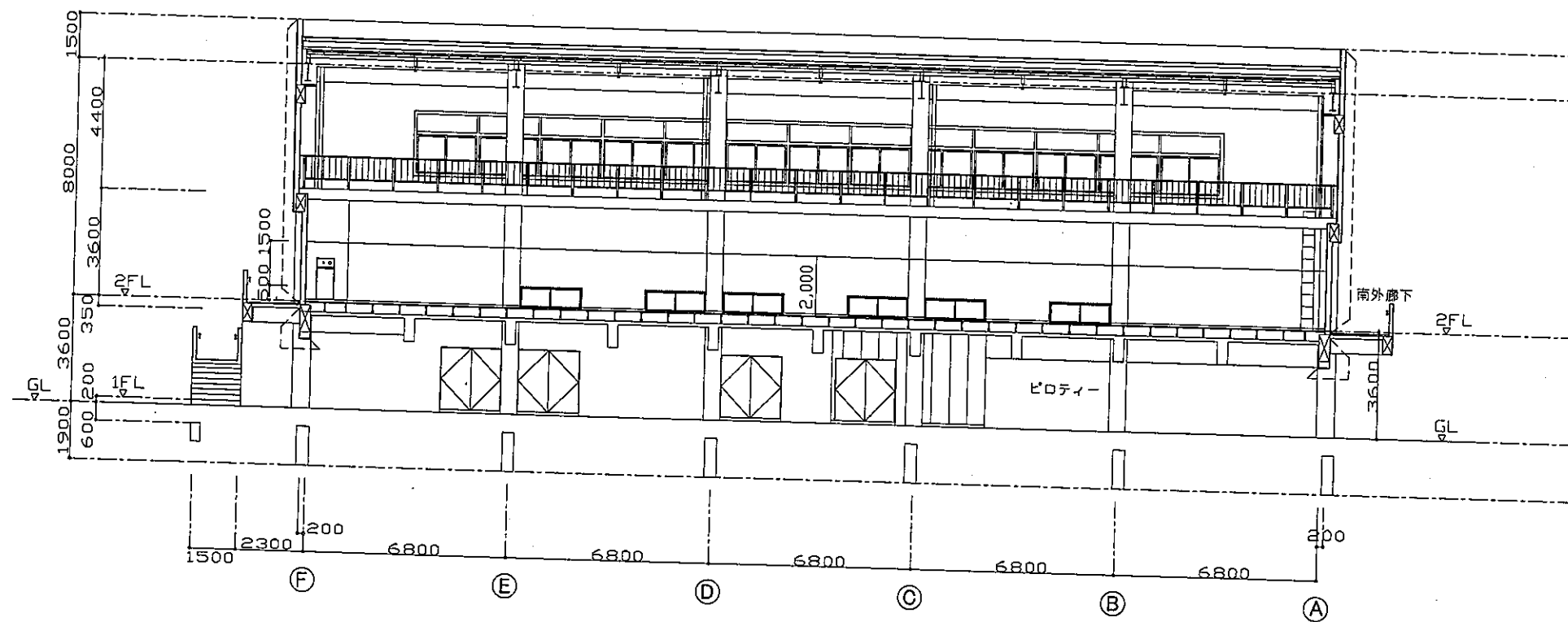
図面名称 体育館立面図

縮尺 A1: 1/100
A3: 1/200

図面番号 A-11

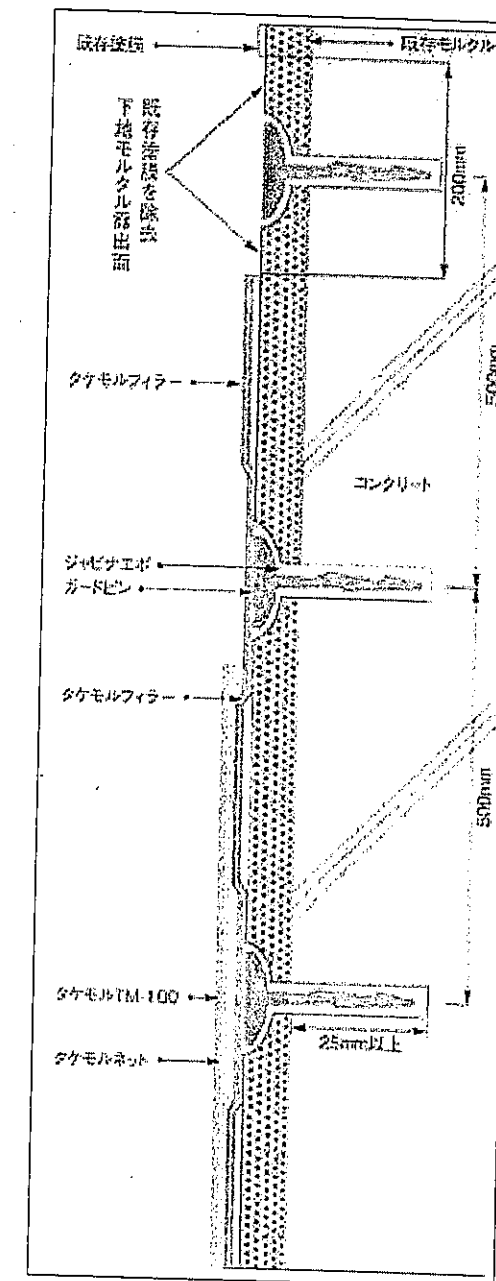
監 梶建築設計事務所 東京都千代田区豊町2丁目4番地 (東京都知事)登録 第2889号
一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ

日付
令和 4年3月



-----:外壁・天井スラブ改修範囲

タケモルピンネット工法 断面図



国立特別支援教育総合研究所
財務課長 財務課長補佐施設専門職員

工事名称 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
体育館外壁改修工事

図面名称 体育館断面図

縮尺 A1: 1/100 図面番号 A-12
A3: 1/200
日付 令和 4年3月

菱井建築設計事務所 東京都千代田区麹町2丁目4番地 (東京都知事)登録 第2889号
一級建築士登録 第367478号 八重樫 ひとみ

■ 建具表 S=1/50			
符号・場所・数量		① AV	② AV
		シール打ち替え	シール打ち替え
		×23	×2
図	既設柱700 既設枠2000 1920 630 ※ガラ利付きの窓3ヶ所を含む	2,000 1,300 600 FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX FIX 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 2,010 70 70 70 70 70 70 26,970 70 70 70 70 70 70	
型 式	引違い窓	横開付引違い窓	
材質・仕上・見込(枠)	アルミ(表面処理: 複合被膜 A-2種) 70mm	アルミ(表面処理: 複合被膜 A-2種) 70mm	
硝 子	網入り透明6.8mm	網入り透明6.8mm	
金 物 その他			
備 考			
符号・場所・数量		① AD	① SD
		シール打ち替え	シール打ち替え
		×1	×4
図	2,000 2,000	2,000 1,900	
型 式	引違い窓	網製両開き扉	
材質・仕上・見込(枠)	アルミ(表面処理: 複合被膜 A-2種) 70mm	扉: 網製 40mm / 枠: 100mm SDP	
硝 子	網入り磨きガラス6.8	-	
金 物 その他			
備 考			

通路屋根詳細図(参考図)

